令和5年度

リニア中央新幹線建設促進長野県協議会総 会 資料

期 日 令和5年7月21日(金)

場 所 長野県飯田合同庁舎 3階 講堂

リニア中央新幹線建設促進長野県協議会

総 会 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事

議案第1号 令和4年度事業報告について

議案第2号 令和4年度収入支出決算について

議案第3号 令和5年度事業計画(案)について

議案第4号 令和5年度収入支出予算(案)について

議案第5号 決議(案)について

3 閉 会

令和4年度事業報告

年月日	概
R4. 5. 28	リニア開業を見据えたまちづくり講演会(飯田市/オンライン併用)
10.20	「信州回帰や移住を促進していく上での伊那谷地域の魅力・強みとは」を
	テーマにリニア中央新幹線を地域振興に活かす伊那谷自治体会議と合同開催
	(約 100 人出席)
6.3	 リニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会(東京都) 次の項目を決議 1 東京・名古屋間については、工事実施計画に基づき着実に事業を進め、早期整備を図ること。特に、静岡工区については、国及び東海旅客鉄道株式会社が、水資源・自然環境への影響の回避・軽減とリニア中央新幹線の早期実現を両立させる観点から、有識者会議の議論を積極的に進めるとともに、地元自治体の理解を得ながら早期着手を図ること。 2 建設工事を進めるにあたっては、安全対策の強化・徹底を図り、事故の発生防止に万全を期するとともに、沿線地域に対して丁寧な情報開示や説明に努めること。 3 技術開発等による大幅なコストダウンに努めるとともに、一日も早い全線開業のための具体策を引き続き検討し、更なる方策を示すこと。 4 名古屋・大阪間については、概略のルート及び駅位置の早期公表に向けた準備を連携・協力して進め、環境影響評価の手続に速やかに着手するこ
	と。 5 リニア中央新幹線の整備にあたっては、地域の発展に資するよう、地元事業者の活用に配慮するとともに、駅設置に関することなど地域の意向を十分反映させること。 特に、中間駅については、駅の交通結節点としての機能が発揮されるよう、停車本数を十分確保すること。 併せて、駅周辺のまちづくりや交通網の整備に関する支援など、地域の活性化に資するための施策を積極的に講じること。 6 広域交通ネットワークの一大ハブ拠点としての役割が期待される大阪のターミナル駅については、一日も早い着工の実現に向け、今後、駅周辺地域のまちづくりの検討を具体化し、駅の機能強化を図るため、地域の理解を得つつ関係者と連携して、利用者利便性等を考慮した駅位置を早期に確定すること。
	総会終了後、政府、JR 東海、リニア中央新幹線建設促進長野県協議会顧問である国会議員へ要望活動。

年月日	概	要
6. 17	リニア中央新幹線建設促進長野県協議会 令和4年度総会、総会資料等(事業計画、	
7.6	リニア中央新幹線建設促進長野県協議会 総会決議(案)の修正について再度協議	
7.6	リニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会 静岡県加盟による規約および収支予算案の	
7. 11	リニア中央新幹線建設促進長野県協議会 次の項目を決議 JR東海に、次の事項について格段の配属	
	1 東京・名古屋間については、工事実施計整備を図ること。特に、静岡工区について避・軽減とリニア中央新幹線の早期実現協議を積極的に進め、早期着手を図ることの計画どおり安全第一で着実に工事を進災害について、現場と一体になった安全な表に努めること。	には、水資源・自然環境への影響の回 を両立させる観点から、関係者との と。長野県内の工区においては、当初 めていくこと。また、度重なる労働
	2 事業を進めるにあたっては、全国新幹 資する」鉄道の実現をめざし、地域の意見 の事業者の活用、受注機会の拡大への配慮 携・協力を通じ、リニア中央新幹線の整備 極的に取り組むこと。	を真摯に受け止めるとともに、地域 意、観光誘客の促進など、地域との連
	3 建設工事に対する住民の理解が得られてしながら十分かつ丁寧な説明を行い、工業などの情報共有及び透明性の確保に努め、また、地域により密着し、迅速に対応する化を図ること。あわせて、リニア中央新りために、一般県民向けのリニア試乗枠を記ると、登設工事による水資源・生態系など自然	事の進捗や発生土置き場の安全対策 事業者としての説明を果たすこと。 ため、現地における体制の更なる強 幹線について広く県民の理解を得る 設けること。

こと。

実に実施するとともに、工事中又は開業後の運営において、最高の技術レベルによる安全対策等を講じること。また、列車の走行に伴う騒音対策については、指定地域の環境基準を達成するよう必要な対策を講じ、住民の生活が保全されるよう、最大限地元の意向に沿った形で調整し、住民の理解を得る

年月日	概
	5 建設工事に伴う発生土置き場については、安全性を十分に確保するとともに、完成後の管理方法について、地域住民の十分な理解を得ながら、丁寧な調整により、早急に決定すること。また、一部で確認されている基準値を超える自然由来の重金属等を含む掘削土については、処分先を早期に確保し、工事の進捗に影響が出ないように取り組むこと。
	6 発生土や工事用資材の運搬が長期にわたることから、地域への影響の低減
	に向け、地元市町村及び道路管理者と十分協議の上、運搬ルートを早期に決定 するとともに、万全な交通安全対策と道路改良等の必要な措置を講じること。
	また、建設工事に関する地元からの要望について、工事用車両の運行のみでな
	く、住民の生活環境や自然環境を守るために必要な事項や新たに発生した課題
	についても、協定等の形で合意事項を文書で取り交わすなど、地域との丁寧な
	合意形成を図ること。 7 長野県駅の建設にあたっては、駅周辺整備の計画等との調和に配慮しつつ、
	関係機関と連携し、広域的な観光情報の提供をはじめとする各種サービスの向
	上に資するよう、利用者にとって満足度の高い駅とすること。なお、リニア中
	央新幹線開業時には、長野県駅へ上下それぞれ1時間に1本以上の停車を確保
	すること。
	8 リニア中央新幹線とJR飯田線相互の円滑な乗り換えのため、既存駅との
	接続について、地域の取組が活かされるよう連携・協力を積極的に行うこと。また、3駅(長野県駅・山梨県駅・岐阜県駅)へのアクセス手段としての利用
	は、 の は の は の は に に の に の に の に の に の に の に
	上、高速化、快適性の確保に向け、地域とともに取り組むこと。さらに、リニ
	ア中央新幹線と、最寄り駅における在来線特急列車等との乗り換えの利便性確
	保に十分配慮すること。
	9 本県策定の「長野県ゼロカーボン戦略」の趣旨を踏まえ、2050 ゼロカーボ
	ンの達成に向け、再生可能エネルギーの活用や技術開発等による消費電力の低
	減など、脱炭素社会の推進に努めること。
8. 2	リニア中央新幹線建設促進長野県協議会として、決議に基づき J R 東海に対し 要請 (オンライン)
8.9	リニア中央新幹線建設促進期成同盟会臨時総会 (オンライン開催) 7月14日付で静岡県が同盟会に加盟したことに伴い、改めて静岡県の加盟の報告を行うとともに、構成の10都府県の知事等による情報提供と意見交換を実施。

年月日	概	要
11. 28	リニア中央新幹線建設促進期成同盟会として、 中央新幹線の早期実現について要請	県関係国会議員に対し、リニア
R5. 3. 16	リニア開業を見据えたまちづくり講演会(飯田「伊那谷地域の未来像を描くために」〜リニア業立地の視点から考える〜をテーマに長野県、活かす伊那谷自治体会議と合同開催(約130人出席)	7開業を見据えたまちづくりを企

議案第2号

令和4年度 リニア中央新幹線建設促進長野県協議会 収入支出決算書

収入総額 1,285,913_円 支出総額 1,112,892_円 差 引 173,021_円

収入の部 (単位:円)

	科目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	摘 要
1	負担金	300, 000	300, 000	0	会員 16,000円×14団体 長野県 76,000円
2	分担金	800,000	800, 000	0	全国同盟会分担金 (長野県より収入)
3	繰 越 金	185, 910	185, 910	0	令和3年度会計から
4	雑収入	90	3	△ 87	預金利子
	計	1, 286, 000	1, 285, 913	△ 87	

支出の部 (単位:円)

科目	予 算 額	決 算 額	残 額	摘要
1 事業費	359, 000	208, 082	150, 918	
(1) 事業促進費	358, 000	208, 082	149, 918	講演会開催に係る経費
(2) 調査連絡費	1,000	0	1,000	
2 会議費	20, 000	3, 600	16, 400	
(1) 会議費	20, 000	3, 600	16, 400	総会会場利用料
3 事務局費	4, 000	1, 210	2, 790	
(1) 旅 費	1, 000	0	1,000	
(2) 事務費	3, 000	1, 210	1, 790	全国同盟会分担金等に係る 振込手数料
4 分 担 金	800, 000	800, 000	0	
(1) 全国同盟会 分担金	800, 000	800, 000	0	
5 積 立 金	100, 000	100, 000	0	
(1) 積立金	100, 000	100, 000	0	開業時記念イベント等への 積立
6 予備費	3, 000	0	3, 000	
(1) 予 備 費	3, 000	0	3, 000	
計	1, 286, 000	1, 112, 892	173, 108	

令和4年度リニア中央新幹線建設促進積立金調書

(単位:円)

区分	令和3年度末現在高	令和4年度中増減額	令和4年度末現在高
定期預金	500, 033	100, 010	600, 043
計	500, 033	100, 010	600, 043

会計監査報告書

令和4年度リニア中央新幹線建設促進長野県協議会の収入支出について、監査の 結果、決算書のとおり適正に処理されていることを認めます。

令和5年4月28日

0

監事 長野県市議会議長会 会長 寺 沢 さゆり



監事 長野県町村会 会長 羽田 健一郎



令和5年度事業計画(案)

リニア中央新幹線は、本県と首都圏・中京圏・近畿圏との交流、 連携を促進・強化するとともに、新たな国土の大動脈として我が国 の経済社会を支え、東海道新幹線との二重系化による災害に強い 国土形成に大きく貢献するとともに、三大都市圏を結ぶ日本中央回 廊(仮称)として全国的に効果を波及し地方の活性化を牽引する国家 的プロジェクトである。

県内では県内ルートの9割を超える区間で工事契約が完了し、南アルプストンネル(長野工区)をはじめ、伊那山地トンネル及び中央アルプストンネルの本坑掘削工事が進められ、天竜川橋梁では2基の橋脚が完成するなど、工事の進捗が図られるとともに、リニア中央新幹線の整備効果を広く県内に波及させるための関連道路の整備も着実に進んでいる。

こうした状況の中、「リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊 那谷自治体会議」をはじめとして、開業を見据えた地域振興策やア クセスに関する議論も熱心に行われている。

このような情勢を踏まえ、リニア中央新幹線の開業は、交通の利便性向上はもとより、経済の活性化、交流人口の拡大など、地域の発展に大きく寄与することが期待されることから、早期開業に向けて、沿線都府県及び関係団体と連携し、次の事項に重点を置いて、強力な運動を展開するものとする。

記

- 1 東海旅客鉄道株式会社、国会議員、国土交通省等関係機関に 対する要望活動
- 2 沿線10都府県で構成するリニア中央新幹線建設促進期成同盟会 との連携・協力
- 3 関係機関・団体との連絡調整及び情報収集
- 4 機運醸成を図るための広報・啓発活動
- 5 その他目的達成に必要な事業

議案第4号

令和5年度リニア中央新幹線建設促進長野県協議会 収入支出予算(案)

収入の部 (単位:円)

	科目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘 要
1	負担金	300, 000	300, 000	0	会員 16,000円×14団体 長野県 76,000円
2	分担金	800, 000	800, 000	0	全国同盟会分担金 (長野県より収入)
3	繰 越 金	173, 021	185, 910	△ 12,889	令和4年度会計から繰越
4	雑収入	979	90	889	預金利子など
	計	1, 274, 000	1, 286, 000	△ 12,000	

支出の部 (単位:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	摘 要
1 事業費	347, 000	359, 000	△ 12,000	
(1) 事業促進費	346, 000	358, 000	△ 12,000	広報・啓発活動など
(2) 調査連絡費	1,000	1,000	0	
2 会 議 費	20, 000	20, 000	0	
(1) 会議費	20,000	20, 000	0	総会経費など
3 事務局費	4, 000	4, 000	0	
(1) 旅 費	1,000	1,000	0	
(2) 事務費	3,000	3, 000	0	振込手数料など
4 分 担 金	800, 000	800, 000	0	
(1) 全国同盟会分担金	800, 000	800, 000	0	
5 積 立 金	100, 000	100, 000	0	
(1) 積 立 金	100, 000	100, 000	0	開業時記念イベント等への 積立
6 予 備 費	3,000	3, 000	0	
(1) 予 備 費	3,000	3,000	0	
計	1, 274, 000	1, 286, 000	△ 12,000	

令和5年度リニア中央新幹線建設促進積立金見込

(単位:円)

区 分	令和4年度末現在高	令和5年度中増減額	令和5年度末現在高
定期預金	600, 043	100, 012	700, 055
11111	600, 043	100, 012	700, 055

決 議 (案)

リニア中央新幹線は、本県と首都圏・中京圏・近畿圏との交流、連携を促進・強化するとともに、新たな国土の大動脈として我が国の経済社会を支え、東海道新幹線との二重系化による災害に強い国土形成に大きく貢献するとともに、三大都市圏を結ぶ日本中央回廊(仮称)として全国的に効果を波及し地方の活性化を牽引する国家的プロジェクトである。

県内では県内ルートの9割を超える区間で工事契約が完了し、南アルプストンネル(長野工区)をはじめ、伊那山地トンネル及び中央アルプストンネルの本坑掘削工事が進展し、明かり部では天竜川橋梁での2基の橋脚が完成するなど、工事の進捗が図られるとともに、リニア中央新幹線の整備効果を広く県内に波及させるための関連道路整備も着実に進んでいる。

一方で、東京・名古屋間の開業時期に直結する静岡工区問題の早期解決は依然として 見通しが立たず、沿線地域の全てに関わる極めて重要な課題との認識が、沿線自治体で 共有されている。

こうした中、「リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議」をはじめとして、開業を見据えた地域振興策やアクセスに関する議論が熱心に行われている。

リニア中央新幹線の開業は、交通の利便性向上はもとより、経済の活性化、交流人口の拡大など、地域の発展に大きく寄与することが期待されることから、東海旅客鉄道株式会社においては、リニア中央新幹線事業の推進にあたり、次の事項について格段の配慮がなされることを要望する。

1 早期整備・開業時期の明確化

・東京・名古屋間について、工事実施計画に基づき着実に事業を進め、早期整備を図ること。特に、静岡工区については、水資源・自然環境への影響の回避・軽減とリニア中央新幹線の早期実現を両立させる観点から、関係者との協議を積極的に進め、早期着手を図るとともに、速やかに明確な開業時期の見通しを示すこと。

2 工事の安全確保と地元地域への事故情報等情報提供の徹底

・県内工区において安全第一に着実に工事を進め、労働災害等の発生に対し現場と一体になった安全教育及び安全管理の徹底を図るとともに、第三者に影響のある事象や地域の関心を踏まえ、市町村・地元地区等に速やかにかつ丁寧に情報提供を行うこと。

3 建設工事等に対する地域の信頼・住民理解の確保

- ・地元市町村との連携を密にしながら十分かつ丁寧な説明を行い、工事の進捗や発生 土置き場の安全対策などの情報共有及び透明性の確保に努め、事業者としての説明 責任を果たすこと。
- ・建設工事に関する地元からの要望について、工事用車両の運行のみでなく、住民の 生活環境や自然環境を守るために必要な事項や新たに発生した課題についても、協 定等の形で合意事項を文書で取り交わすなど、地域との丁寧な合意形成を図ること。
- ・発生土や工事用資材の運搬に伴う地域への影響の低減に向け、地元市町村及び道路 管理者と十分協議の上、運搬ルートを早期に決定するとともに、万全な交通安全対 策と道路改良等の必要な措置を講じること。
- ・地域に密着し、迅速に対応するため、現地における体制の更なる強化を図ること。

4 環境への影響の回避又は低減への最大限の配慮

- ・建設工事による水資源・生態系など自然環境、住民生活、文化財、景観などへの影響の回避又は低減に向け、環境影響評価書で示した環境保全措置を確実に実施するとともに、工事中又は開業後の運営において、最高の技術レベルによる安全対策等を講じること。
- ・列車の走行に伴う騒音対策については、指定地域の環境基準を達成するよう必要な対策を講じ、住民の生活が保全されるよう、最大限地元の意向に沿った形で調整し、 住民の理解を得ること。

5 建設工事に伴う発生土置き場の早期決定と安全確保

- ・発生土置き場については、安全性を十分に確保するとともに、完成後の管理方法について、地域住民の十分な理解を得ながら、丁寧な調整により、早急に決定すること。
- ・一部で確認されている基準値を超える自然由来の重金属等を含む掘削土については、 処分先を早期に確保し、工事の進捗に影響が出ないように取り組むこと。

6 地域振興への積極的な取組

- ・事業を進めるにあたっては、全国新幹線鉄道整備法に謳う「地域の振興に資する」鉄道の実現をめざし、地域の意見を真摯に受け止めるとともに、地域の事業者の活用、受注機会の拡大への配慮、観光誘客の促進など、地域との連携・協力を通じ、リニア中央新幹線の整備効果をより広く波及させるべく、積極的に取り組むこと。
- ・長野県駅(仮称)の建設は、再生可能エネルギーの活用も含め、駅周辺整備の計画及 びデザイン等との調和に配慮し、景観や生活環境への影響に関して必要な対策を行 うとともに、関係機関と連携し、駅周辺を含めて玄関口としてふさわしい個性的か

- つ高機能で、広域的な観光情報の提供をはじめ各種サービスの向上に資する利用者にとって満足度の高いものとなるよう積極的に取り組むこと。
- ・リニア中央新幹線整備への機運を高め広く県民の理解を得るために、一般県民向けの リニア試乗枠を設けること。

7 アクセス・乗換への利便性・快適性確保への速やかな連携・協力

- ・リニア中央新幹線開業時には、長野県駅(仮称)へ上下それぞれ1時間に1本以上の停車を確保すること。
- ・リニア中央新幹線とJR飯田線相互の円滑な乗り換えのため、既存駅との接続について、地域との連携・協力が速やかに進むよう積極的に取り組むこと。
- ・3駅(長野県駅・山梨県駅・岐阜県駅)へのアクセス手段としての利用が見込まれ、 地域住民の生活基盤でもあるJR飯田線及び中央本線の利便性向上、高速化、快適性 の確保に向け、地域とともに取り組むこと。
- ・リニア中央新幹線と、最寄り駅における在来線特急列車等との乗り換えの利便性確保 に十分配慮すること。

8 消費電力の低減等脱炭素社会への取組推進

・本県策定の「長野県ゼロカーボン戦略」の趣旨を踏まえ、2050 ゼロカーボンの達成 に向け、沿線地域との連携・協力を含めた再生可能エネルギーの積極的な活用や技 術開発等による消費電力の低減など、脱炭素社会の推進に努めること。

以上決議する。

令和5年(2023年)7月21日

リニア中央新幹線建設促進長野県協議会

リニア中央新幹線建設促進長野県協議会 役員・会員名簿

(令和5年5月10日現在)

1 役 員

役 名 職		名			氏		名							
会		長	長	Ē	野	ļ	1	矢	: 口	事	冏	部	守	_
副	会	長	長	野	炉	詩	養	会	議	長	佐	々木	祥	<u> </u>
	IJ		長	野県農	製業	協同	組合	中	央会	会長	神	農	佳	人
監		事	長	野 県	市	議会	🗦 議	長	会会	会 長	寺	沢	さは	りり
	IJ		長	野	県	町	村	会	会	長	羽	田	健 -	- 郎

2 会 員

団 体	等		代 表	者	職」	モ 名	
長 野	県	知	事	阿	部	守	1
長 野 県 議	会	議	長	佐々	木	祥	<u> </u>
長 野 県 市 長	会	会	長	花	岡	利	夫
長 野 県 市 議 会 議 長	会	会	長	寺	沢	さん	⊅り
長 野 県 町 村	会	会	長	羽	田	健-	一郎
長野県町村議会議長	会	会	長	渡	邉		光
長野県農業協同組合中央	会	会	長	神	農	佳	人
長 野 県 経 営 者 協	会	会	長	碓	井		稔
長野県中小企業団体中央	会	会	長	黒	岩		清
長野県商工会議所連合	会	会	長	水	野	雅	義
長 野 県 商 工 会 連 合	会	会	長	間	瀬		朗
リニア中央新幹線建設促進諏訪地	地区期成同盟会	会	長	金	子	ゆな	30)
リニア中央新幹線建設促進上伊那均	地区期成同盟会	会	長	白	鳥		孝
リニア中央新幹線建設促進飯伊地	地区期成同盟会	会	長	佐	藤		健
リニア中央新幹線整備促進木曽均	也域期成同盟会	会	長	原		久仁	二男
長野県リニア中央新幹線建設促進	青年会議所連盟	会	長	久伢	田	大	樹

リニア中央新幹線建設促進団体

長野県議会リニア中央新幹線建設促進議員連盟 リニア中央新幹線建設促進長野県経済団体協議会 (会長水野雅義)

(会 長 小 池 清)

役員及び顧問について

(敬称略)

役 名			職				名				氏			名	
会		長	長	里	}	県		知		事	阿	古	羽	守	_
副	会	長	長	野	県	議	4		議	長	佐	々	木	祥	<u> </u>
	IJ		長	野県農	業	協同組	且合	中步	· 会 순	長	神	唐	生	佳	人
監		事	長	野 県	市	議会	議	長	会 会	長	寺	沢	Ç	きゅ	り
	IJ		長	野	県	町	村	会	会	長	羽	B	E	健 -	一郎
顧		問	衆	諄	矣	院		議	;	員	若	本	木	健	太
	IJ					IJ					下	Ŕ	Š.	み	つ
	IJ					IJ					井	Н	Ц	庸	生
	IJ					IJ					後	菔	秦	茂	之
	IJ					IJ					宮	٦	F	<u> </u>	郎
	IJ					IJ					務	4		俊	介
	IJ					IJ					篠	原	亰		孝
	IJ					IJ					神	漌	ŧ	たじ	ナし
	IJ					IJ					中	Л		宏	昌
	IJ		参	諄	矣	院		議	;	員	杉	盾		秀	哉
	IJ					IJ					羽	B	E	次	郎
	IJ					IJ					平	7		大	作

(令和5年5月10日現在)

リニア中央新幹線建設促進長野県協議会 幹事名簿

(令和5年7月3日現在)

団 体 名	職名	氏 名
長野県市長会	事務局長	青木弘
長野県市議会議長会	長野市議会事務局長	久保田 浩樹
長野県町村会	事務局長	原山幸治
長野県町村議会議長会	事務局長	原山幸治
長野県農業協同組合中央会	営農農政部長	伊藤亙
長野県経営者協会	専務理事	平 林 靖 久
長野県中小企業団体中央会	専務理事	井 出 康 弘
長野県商工会議所連合会	専務理事	徳武高久
長野県商工会連合会	専務理事	中村英雄
リニア中央新幹線建設促進諏訪地区期成同盟会	諏訪広域連合事務局長	茅野徳雄
リニア中央新幹線建設促進上伊那地区期成同盟会	上伊那広域連合事務局長	唐 澤 直 樹
リニア中央新幹線建設促進飯伊地区期成同盟会	事務局長 (飯田市 リニア推進部長)	小倉博明
リニア中央新幹線整備促進木曽地域期成同盟会	木曽広域連合事務局長	古野昌敏
長野県リニア中央新幹線建設促進青年会議所連盟	理事長 (飯田青年会議所 理事長)	久保田 大樹

リニア中央新幹線建設促進長野県協議会規約

(名称)

第1条 本会は、リニア中央新幹線建設促進長野県協議会と称する。

(組織)

第2条 本会は、別表の団体等をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、磁気浮上式リニアモーターカーによる中央新幹線の早期建設及び中央新幹線の 整備による地域振興の実現を強力に推進することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するためリニア中央新幹線建設促進議員連盟及びリニア中央 新幹線建設促進期成同盟会等と連携協力して、次の事業を行う。
 - (1) 国会、関係政府機関、政党その他関係機関に対する陳情
 - (2) 建設促進に関する調査研究及び広報
 - (3) 広域推進母体の育成強化
 - (4) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長1名副会長2名監事2名

- 2 会長は知事とする。
- 3 副会長は会員の互選による。
- 4 監事は総会において選出する。
- 5 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。
- 6 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。 (顧問)
- 第6条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、総会に諮り会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(幹事)

第9条 本会に幹事を置き、会議に付議すべき事項等本会の重要業務について、企画、立案にあ たるものとする。 2 幹事は、会長が委嘱又は任命する。

(事務局)

- 第10条 事務局は、長野県建設部リニア整備推進局に置く。
- 2 事務局の職員は、会長が委嘱又は任命する。 (会計)
- 第11条 本会の経費は、会員の負担金等をもって充てる。
- 2 予算及び決算は、総会において審議決定するものとする。
- 3 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。 (その他)
- 第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会議に諮って会長が定める。

附則

この規約は、昭和57年4月2日から施行する。

附則

この規約は、昭和58年5月27日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附則

この規約は、昭和62年5月25日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成元年6月16日から施行する。

附目

この規約は、平成2年5月22日から施行する。

附則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成20年8月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

附則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年11月12日から施行する。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和元年6月21日から施行し、令和元年5月14日から適用する。

寸 体 等 長野県 長野県議会 長野県市長会 長野県市議会議長会 長野県町村会 長野県町村議会議長会 長野県農業協同組合中央会 長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 リニア中央新幹線建設促進諏訪地区期成同盟会 リニア中央新幹線建設促進上伊那地区期成同盟会

リニア中央新幹線建設促進飯伊地区期成同盟会

リニア中央新幹線整備促進木曽地域期成同盟会

長野県リニア中央新幹線建設促進青年会議所連盟

リニア中央新幹線建設促進積立金要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、磁気浮上式リニアモーターカーによる中央新幹線の早期建設 及び中央新幹線の整備による地域振興の実現に寄与するための資金を積立て、並び に管理及び処分に関し必要な事項を定める。

(積立金額)

第2条 積立金として積立てる額は収入支出予算で定める。

(積立金の運用)

第3条 積立金は、預貯金等、確実有利な方法によって運用しなければならない。

2 積立金の運用状況は、毎年総会において報告しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 積立金の運用から生ずる収益は、積立金に編入するものとする。

(積立金の監査)

第5条 積立金の会計監査は、会計監事が行うものとする。

(積立金の処分)

第6条 積立金の処分をしようとするときは、総会において決定するものとする。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実施に関する細則については、会長が定める。

(附 則)

この規約は、平成31年2月7日から施行する。